

保育・教育における保育者の研修の充実

政策提言先 厚生労働省・文部科学省

政策提言の要旨

子どもの健やかな育ちを支えるため

- 保育所において、最低基準化された保育所保育指針が求める保育・教育が円滑に実施できるよう、職員配置基準の充実とそれに伴う財政措置を行ってください。
- 幼稚園において、幼稚園教育要領が求める保育・教育が円滑に実施できるよう職員配置基準の充実とそれに伴う財政措置を行うことを提言します。

【政策提言の具体的内容】

就学前の保育・教育の研修体制の充実が図られるよう次のことを提言します。

- 1 保育所における職員体制を充実するため、職員配置基準に専任の研修主任保育士を位置づけるなど、必要な財政措置を行ってください。
- 2 幼稚園における職員体制を充実するため、研修のための加配教員配置に対する助成制度の創設など、必要な財政措置を行ってください。

【政策提言の理由】

- 保育所保育指針は、保育環境の基準（施設設備や職員配置等）と相まって、すべての保育所が遵守すべき最低基準として位置付けられました。
この中では、保育所においては、保育課程及び指導計画に基づいた保育を行い、評価・改善に努め、保育の質の向上を図るとともに、その社会的責任を果たすことが義務づけられました。また、保育の内容等の自己評価及びその公表が努力義務とされたことにより、保育所での自己評価等を踏まえ、体系的・計画的な研修や職員の自己研鑽等を通じて、職員の資質向上及び職員全体の専門性の向上を図るよう努めなければならないとされています。
- しかしながら、保育所保育指針の最低基準化に伴う職員の体制整備については、なんらの充実が図られていません。
- また、保育現場では、保護者のニーズに対応するための長時間保育や未就園児の子育て支援などが行われており、それらの対応のため職員の資質・専門性の向上に向けた研修などに取り組みづらい厳しい状況にあります。

○ 高知県では平成15年度から保育所と幼稚園の行政窓口を教育委員会に一本化し、県内のすべての子どもたちに質の高い保育・教育がなされるよう研修体系の構築や保育現場への園内研修支援など、積極的な取り組みを進めてきているが、前述の事情により、こうした取り組みにも、十分な参加が得られないなど体制の充実が大きな課題となっています。

○ 保育所において、保育所保育指針が求める保育・教育が円滑に実施できるよう、職員配置基準に専任の研修主任保育士を位置づけるなど、相応の財政措置を行う必要があります。

○ 一方、幼稚園においても、保護者のニーズに対応するため預かり保育や未就園児の子育て支援などが行われており、私立幼稚園では、子どもの減少により、厳しい財政運営を強いられていることもあって、それらの対応のため職員の資質・専門性の向上に向けた研修などに取り組みづらい厳しい状況にあります。

○ 幼稚園においても、幼稚園教育要領の求める保育・教育が円滑に実施できるよう、研修のための加配教員配置に対する助成制度の創設など、相応の財政措置を行う必要があります。

《参考》

● 保育所の保育士等の配置基準と財政措置

① 配置基準

○ 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。

○ 保育士の配置基準

年齢	国基準（最低基準）
0歳児	児童 3：保育士 1
1～2歳児	児童 6：保育士 1
3歳児	児童 20：保育士 1
4～5歳児	児童 30：保育士 1

② 財政措置（私立保育所 保育所運営費）※公立保育所は交付税措置

○ 年齢別保育単価に含まれている職員構成

- ・ 所長（設置の場合設置単価適用）
- ・ 保育士については、乳児3人につき1人、1～2歳児6人につき1人、3歳児20人につき1人、4歳以上児30人につき1人（ただし、定員90人以下の施設においては、この定数のほか1人加算）
- ・ 調理員等については2人（定員45人以下の保育所においては1人、定員151人以上の保育所においては3人）
- ・ その他非常勤の保育士が配置されていること。

○加算(認定が必要)

保育所事務職員雇上費

主任保育士専任加算

●幼稚園の教員等の配置基準と財政措置

①配置基準

○幼稚園には、園長のほか、各学級ごとに少なくとも専任の主幹教諭、指導教諭又は教諭を1人置かなければならない。

(1学級の幼児数は、35人以下を原則とする。)

○幼稚園には、養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭又は養護助教諭及び事務職員を置くように努めなければならない。

②財政措置(私立幼稚園 経常費助成費等補助金) ※公立幼稚園は交付税措置

○私立幼稚園は園児数に応じて配分

●研修に参加するための経費に係る助成制度

①保育士等研修事業費補助金(安心こども基金事業)

研修参加のための職員の代替に伴う賃金、研修参加費等に助成

補助先：市町村

補助率：1/2

②保育サービス等推進総合補助金(県単独)

研修に参加するための体制整備のための加配保育士の配置に係る経費への助成にも対応可能

補助先：市町村

補助率：1/2